

# 救急車の適正利用にご協力をお願いします

## ～救える命を救うために～



消防組合では、緊急の怪我や病気から大切な命を守るため24時間体制で救急車を運用しています。

軽い症状でも救急車を利用する人が増えています。

このことにより、本当に救急車を必要とする事故が発生した場合、救急車の到着が遅れ救うことのできる命が救えなくなるおそれがあります。

119番通報する前に本当に救急車が必要か、自家用車やタクシーなど利用できないか考えてみてください。

但し傷病者の様子や事故の状況などから、急いで病院へ連れて行ったほうがよいと思った時には迷わず119番通報をしてください！！

※ 症状は軽微だが「どこの病院にいけばよいのかわからない」等につきましては、下記の相談窓口がありますのでご活用ください。

救急医療情報センター

**048-824-4199**

(24時間対応)

電話で受診可能な医療機関をご案内します。

- 休日・夜間などで、どこで診てもらえばよいのかわからない
- 救急車を呼ぶほどではないが、早急に受信したい

埼玉県小児救急電話相談

**#8000**

または

**048-833-7911**

- 月曜日～土曜日 午後7時から翌朝7時まで
- 日曜日・祝祭日・年末年始  
午前9時から翌朝7時まで

祝祭日及び日曜日当直病院案内

**048-981-0119**

(24時間対応)

● 音声アナウンスにて当直病院情報を提供しています。

吉川松伏消防組合指令室

**048-982-3931**

(24時間対応)

● 問い合わせいただければ、当直病院情報などの病院情報をお知らせします。

平成25年中の救急出動件数(吉川市・松伏町) 3,719件(1日平均10件)

平成25年中の病院搬送人員(吉川市・松伏町) 3,325人(軽症1,793人 約54%)

救急車を本当に必要とする人のために、皆様のご理解とご協力をお願いします。